

令和7年度食品輸出向けパッケージデザイン支援事業業務委託 業務仕様書

1 委託事業の目的

近年、日本産食品の輸出の拡大に伴い、海外市場で競合が激化する中、新たな輸出先を開拓するためには、現地消費者の嗜好や文化的要件に適合したパッケージデザインの開発や改良が重要となっています。

このため本事業では、それらの知見を持つ専門家によるセミナーを開催し、県内事業者が輸出におけるパッケージデザインの重要性や最新動向を学ぶ機会を提供するとともに、専門家が事業者の商品パッケージのデザイン開発や改良等の個別支援を行うことで、県産品の海外販路拡大につなげることを目的とします。

2 事業主体

三重県

3 委託事業名

令和7年度食品輸出向けパッケージデザイン支援事業業務委託

4 委託期間

契約日から令和8年3月16日（月）まで

5 委託内容

本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有する専門家（海外情勢に詳しいデザイナー等1名以上）の監修により、（1）のセミナーや（2）の個別支援を実施すること。

（1）輸出向けパッケージデザインの開発や改良等に係るセミナーの開催

国によるデザイン面での文化的要件やローカライズ等の事例を交えたセミナーを1回以上開催すること。

① 参加事業者

- ・ 三重県内の食品製造事業者等

② 実施時期

- ・ 契約後に県と協議のうえ速やかに実施

③ 実施方法

- ・ 対面またはオンライン

④ その他

- ・ 開催案内資料の作成、セミナー記録、受講者アンケートの実施、その他運営に関するすべてを実施すること。なお参加募集については、県で行うものとする。
- ・ 受講料は無料とする。
- ・ 対面実施の場合は、研修会場の確保・設営も実施すること。

（２）輸出向けパッケージデザインの開発や改良等の個別支援

支援対象者から対象商品の特徴、課題、輸出ターゲット国や地域について、聞き取りを行い、商品の価格帯やターゲット国の文化的要件等を加味したうえでパッケージデザインの開発や改良を実施すること。

また、必要に応じて、各商品を海外市場に売り込むための外国語対応の PR 資料やパンフレットについても作成支援をすること。

なお、支援対象者は（１）のセミナー参加事業者の中から県が選定するものとする。

① 支援対象者

- ・（１）のセミナー参加事業者のうち 5 事業者以上

② 対象商品

- ・ 支援対象者が希望する商品
- ・ 5 商品以上（1 事業者あたり 1 商品まで）

③ 実施時期

- ・（２）のセミナー開催後から随時実施

④ その他

- ・ 支援対象者から参加費を徴収するものとする。なお、参加費の金額の決定及び徴収事務については、県が行う。徴収した参加費は県の収入とし、受託者が収受することはできない。
- ・ パッケージデザインは、支援対象者が印刷会社で一般的に印刷対応が可能な形式（Adobe Illustrator 等）で、パッケージ全面を電子データにて作成すること。なお、パッケージサイズや食品表示ラベルの有無、データ形式等は、支援対象者と協議のうえ決定すること。
- ・ パッケージデザインの開発や改良、PR 資料やパンフレットの作成支援等については、県と協議のうえ進めること。
- ・ 支援対象者のとりまとめ、聞き取り記録、その他運営に関するすべてを実施すること。

（３）報告書の作成

委託事業活動を記録するとともに、全体を総括した内容を記載すること。

6 成果品

業務実施報告書（正本 1 部）及び

その内容を記録した電子記録媒体（1 部）

7 納入場所

三重県 雇用経済部 県産品振興課

8 納入期限

令和 8 年 3 月 16 日（月）

9 著作物の利用及び著作権

- (1) 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県または受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- (2) (1) の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで三重県に譲渡するものとする。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 三重県は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) の規定に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2) の規定に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) (7) の規定による著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

10 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員が、現場訪問等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に日本円で支払うものとします。なお、支払先は日本国内の銀行等の口座に限ります。

また、本業務を実施するにあたり、県が必要と認める場合は、前金払をすることができるものとします。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 三重県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 障がいを経由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を経由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

16 特記事項

受託者は、5（2）の事業実施にあたって発生する著作権について、著作権使用料等を徴収せずに支援対象者が使用できる旨の著作権譲渡に関する契約を各支援対象者と締結すること。

17 その他、受託上の留意点

- ・ 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。
- ・ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ・ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- ・ 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。

18 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班

担当 岡本、田上

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail export@pref.mie.lg.jp